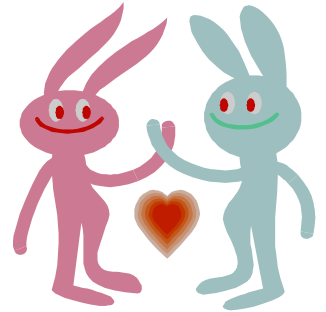


交通遺児援護基金のご案内

交通遺児援護基金とは…

県民の方々から寄せられました寄付金により、交通遺児への継続的な援助・激励をしていくため、昭和46年に社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会に設置されました。

この基金により、交通遺児世帯への支援や、関係団体の活動を支援しています。



支援の内容と手続き

＜交通遺児世帯への支援＞

- 交通事故などによる20歳未満の遺児とその世帯が対象となります。
(列車・電車・船舶・航空機等、交通機関の運行上の事故を含みます)

※お近くの社会福祉協議会を通じて、台帳への登録を申請していただきます。

登録・申請にあたりましては、書類の提出等をお願いすることがあります。

※登録後、住所変更した場合や再婚等により状況が変わった場合は、居住地（引越した際は転居前の住所）の社会福祉協議会へご連絡ください。

*次のような時期に激励金・見舞金を給付します。(金額は平成19年3月現在の金額です)

お近くの社会福祉協議会を通じて申請していただきます。

○激励金：50,000円

※小学校入学時、中学校入学時、中学校卒業時、高等学校卒業時に支給します(3月頃に支給となります)

○見舞金：100,000円

※事故当時、神奈川県内に居住しており、労働災害見舞金の給付を受けていない交通遺児世帯が対象です

*交通遺児世帯を対象にした交流事業を実施しています。

＜関係団体への支援＞

- 交通遺児世帯を会員とする団体と、交通遺児などの援助、激励などを目的としている団体が対象となります。

*交通遺児世帯を会員とする団体と、交通遺児などの援助、激励を目的とする団体の活動に対し助成します。
(審査があります：年1回)

交通遺児援護基金への寄付をお待ちしています

県民の皆さまからの寄付金により、「交通遺児援護基金」の事業が実施されています。

皆さまのご寄付をお待ちしております。

(寄付金の税金控除について)

個人の場合には、特定寄付金として所得控除の対象となります。法人の場合には、特定公益増進法人の寄付として、法人税計算上一定の割合で損益計上できます。

【問合せ先】

○神奈川県社会福祉協議会 県民活動推進部ともしび運動推進担当

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内 電話045-312-1121 (代表)

○神奈川県保健福祉部子ども家庭課

横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 (代表) 内線4672~3

その他の主な援助制度

1. 独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ：NASVA） ＊ホームページ <http://www.nasva.go.jp>
自動車事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった世帯の子どもの健全な育成が図られるよう、中学校卒業までの成長期における経済的な手助けを行うため無利子の貸付を行っています。
 - ・一時金（当初） 155,000円
 - ・貸付期間中（月額） 20,000円
 - ・小・中入学時の支度金（希望者） 44,000円＊返還は、20年以内での均等払い（中学卒業後に高校・大学等に進学者は卒業まで猶予）
＊詳細は自動車事故対策機構（神奈川支所：電話045-471-7401）にお問い合わせください。
2. 財団法人交通遺児育英会 ＊ホームページ <http://www.kotsuiji.com>
保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けず、経済的に修学が困難な高校生以上の方を対象とした無利子の奨学金貸与制度があります。
 - ・奨学金月額 高校・高等専門学校 20,000円、30,000円、40,000円から選択
 - 短期大学・大学 40,000円、50,000円、60,000円から選択
 - 専修学校・各種学校 40,000円、50,000円、60,000円から選択
 - 大学院 50,000円、80,000円、100,000円から選択＊入学一時金や進学準備金の貸与制度もあります。
＊応募資格、募集期限等がありますので、詳細は(財)交通遺児育英会（電話0120-52-1286）へお問い合わせください。
3. 財団法人自動車事故被害者援護財団 ＊ホームページ <http://jikhigai.org/>
自動車事故被害者家庭のうち生活困窮度の高い家庭等（中学生までを対象）に対する、生活資金等の支給、緊急一時貸付等の制度があります。
 - ・入学支度金：小学校・中学校に入学する場合に支給 児童1人につき20,000円
 - ・就職支度金：義務教育終了後、直ちに就職する場合に支給 児童1人につき60,000円
 - ・緊急時見舞金：被害の状況に応じて支給 一家庭につき50,000円または100,000円
 - ・緊急一時貸付：傷病・災害等により一時的に生活が困難となった場合に無利子で貸付 1口50,000円＊詳細は(財)自動車事故被害者援護財団（電話03-3237-0158）へお問い合わせください。
4. 財団法人交通遺児育成基金 ＊ホームページ <http://www.kotsuiji.or.jp/>
満13未満の遺児が損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて運用し、遺児が満19歳に達するまで給付金を支給していく制度です。
 - ・育成給付金：加入した月の翌月から満19歳に達した月まで年齢に応じて給付金が支給されます。
0～6歳：32,000円 6歳1ヶ月～9歳：40,000円 9歳1ヶ月～12歳：45,000円
12歳1ヶ月～15歳：55,000円 15歳1ヶ月～19歳：70,000円
 - ・拠出金：損害賠償金等の中から、遺児1人あたり、加入年齢に応じて基金に払い込みます。
0～4歳：700万円 5歳：665万円 6歳：630万円 7～8歳：595万円 9歳：560万円
10歳：525万円 11歳：485万円 12歳～12歳6ヶ月未満：455万円＊詳細は(財)交通遺児育成基金（電話0120-16-3611）へお問い合わせください。

交通事故でお困りの際は

神奈川県では、交通事故専門の相談員等が相談に応じております。お気軽にご相談ください。

○交通事故相談 かながわ県民センター 県民の声相談室

電話 045-312-1121（代表）

○福祉相談 神奈川県庁分庁舎 子ども家庭課

電話 045-210-1111（代） 内線4672～3



2007年8月作成